

販売条件

アンフェノールジャパン株式会社（以下「当社」という）と「購入者」とは、相互信頼と協調の精神に基づき、取引の円滑な遂行を図るため、購入者と当社間の取引に関する基本的な事項について次のとおり定める。なお、取引基本契約書、個別契約書等での定めがある場合には、個別の取決めが優先されるものとする。

第 1 条（基本契約と個別契約）

この約款に規定する事項は、個々の取引（以下「個別契約」という）について、これを適用する。

第 2 条（個別契約の成立）

購入者は品名、仕様、単価、納期、数量、納入場所、支払条件、その他の事項を記載した注文書等の文書により個別契約の申し込みを行い、当社は申し込みに対して原則として請書を提出し契約が成立するものとする。但し、請書の提出がない場合は、当社が申し込み受領後 7 日以内に購入者に対して受諾拒否の申し出を行なわない限り契約が成立するものとする。

2. 購入者は前項にかかわらず個別契約につき、予め品名、仕様、単価、支払条件、適用期間、及び概算数量等を定めておくことができるものとし、購入者がその必要を認めて、期間単価協定書等の文書により当社に対してその申し込みを行い、当社がこれに異議がない場合、当社は直ちにこれに調印し、又はその承諾書を提出するものとする。但し、当社が申し込みの受領後 7 日以内に購入者に対して受諾拒否の申し出を行なわない場合は、これを承諾したものとみなす。
3. 前項の承諾があった場合、その適用期間中の適用品目についての個別契約は、品名、数量、納期、納入場所を示した納入指示書の発行をもって成立するものとし、同個別契約には、当該協定書等に記載の条件を適用するものとする。
4. 合意された出荷日は、当社の予想される出荷日の最良の推定であり、確定または保証された出荷日を表すものではない。当社は、商品の出荷の遅延に直接または間接によるいかなる損失、費用、損害、請求、または経費に対しても責任を負わない。
5. 購入者は、当社が効率的かつ効果的な方法で商品を提供するために、購入者からの上納に依存していると認識する。購入者からの情報、すべての場合において合理的であり、当社のリードタイムに従っているものとする。購入者がそうしなかった場合、当社は、最善の努力にもかかわらず納期を満たすことができない場合には責任を負わない。また当社に増分のコストが発生した場合には購入者に請求することがある。

第 3 条（契約の変更等）

購入者は設計変更、生産変更、その他購入者の都合により個別契約の全部又は一部を変更し、又は取消を行なうことができる。この場合、購入者は当社に対して契約内容の変更又は取消の通知を文書により行なう。当社は、それが実行不可能であるか、当社のパフォーマンスやコストに大きな影響を与える場合は要求を拒否することができる。

2. 購入者は前項の変更又は取消により当社が損害を被った場合、当社の申し出により協議の上、当社の損害を補償するものとする。
3. 天変地異、戦争、社会騒乱、世界情勢の特異な変化等不可抗力により当社の供給が困難になった場合には、当社は購入者に契約の変更を申し入れることができる。その場合には、購入者は誠意をもって当社と協議することとする。

第 4 条 (価 格)

購入者の発注する商品（以下「商品」という）の価格は、原則として当社から購入者に提出する見積書及びその付属文書に基づき予め双方協議の上、決定するものとする。

2. 前項の価格は、別に定めのある場合を除き、当社が購入者の指定する場所に商品を納入するまでの荷造包装費、運賃、保険料等一切の費用を含むものとする。
3. 前項の価格は市場の状況、関税を含む諸税、および金利動向等により、購入者に通知の上変更することがある。

第 5 条 (受入及び検査)

購入者は納入された商品について、速やかにその数量の確認及び外観の検査等を行い、特に品質保証部門の検査を必要とするものについては、検査を行った上、その数量並びに合否を確定（以下「検収」という）して、これを当社に通知するものとする。

2. 購入者は前項の納入後の検収及び検査（以下「購入者の検収」という）前の商品について、善良なる管理者の注意をもって管理を行なうものとする。
3. 購入者は前第 1 項の規定による不合格商品について、特別採用を認める場合、当社は協議の上契約価格を減額する場合がある。

第 6 条 (所有権及び危険負担の移転)

商品の所有権及び不可抗力事由に基づく危険負担は、購入者の検収が完了した時点で、当社から購入者へ移転するものとする。

2. 前項にかかわらず、購入者は、必要に応じて商品の完成、未完成を問わず当社に対する通知と相当の代金支払いをもって随時その所有権を移転させることができる。
3. 代金の一部又は全部を前払いした場合の製品、半製品の所有権は当社の付加価値の如何を問わず、取引の開始から購入者に帰属する。

第 7 条 (支払い)

商品の代金は、個別契約に特約がない限り毎月 20 日を締切日とし、それまでに購入者の検収が完了した商品について、当社の請求書に基づき、次の各号の基準により当社の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

(1) 請求金額が 100 万円未満の場合、20 日締め翌月 15 日振込み

(2) 請求金額が 100 万円以上の場合、20 日締め翌々月 15 日振込み

2. 未払いが発生した場合、未払い残高には、月 1.5%（月複利）または法律で許可されている最高率のいずれか低い方の利率で、支払完了まで遅延利息が発生する。購入者は、販売者が購入者に支払いを求めるために発生したすべての損害、費用、合理的な弁護士費用、裁判費用、回収代行業者の費用を支払うものとする。

第 8 条 (品質保証)

当社は全生産工程にわたり一貫した品質保証体制の確立に努め、商品について前条の仕様書に合致させ、且つ購入者の満足する品質と信頼性を確保するよう品質保証活動に努めなければならない。

2. 当社は次の場合にのみ商品を保証する：(i) 当社の指示に従って、または通常の業界慣行に従って設置、維持、および使用された場合；(ii) 商品が設計された目的のための正常に使用された場合；(iii) 商品が不適切な使用、過失、または事故に遭遇していない場合；(iv) 商品が不適切に保管されていない場合；(v) 商品が当社以外の者によって変更されたり修理されたりしていない場合；(vi) 商品が仕様に従って使用されている場合；(vii) 商品が仕様を示されていない条件にさらされていない場合；および (viii) 商品が完全に支払われている場合。
3. 配送日から 1 年間、当社は商品が材料と作業の欠陥がないこと、および購入者に出荷

されたときに留保権等がないことを保証します。購入者は、商品が上記保証に適合しないことを発見した場合、10日以内に当社に書面で通知し、当社にそのような商品の検査の機会を提供する。当社の書面による指示がない限り、そのような通知を提出した後30日以内に、購入者は該当商品を元どおりに梱包し、またはそれに相当する機能的なものに梱包し、当社に出荷する。当社は該当商品受領後、合理的な時間内に確認する。

商品が上記保証に適合しなかった場合、当社は、当社の選択により、商品を修正または修理すること、または商品交換することとする。そのような修正、修理、または交換および最小限の保険での商品の購入者への返送は、当社の費用とする。購入者は、輸送中の損失または損害のリスクを負い、商品に保険をかけることができる。販売者に返送されたが当社によって欠陥がないと判断された商品については、購入者は輸送費を当社払い戻すものとする。当社の選択により、商品の修正または修理は、当社の施設または購入者の場所で行うことがある。当社が商品を修正、修理、または交換して上記の保証に適合させることができない場合、当社は、当社の選択により、購入者に商品の購入価格を返金する。適用される保証の条件は、上記で明示されている条件であり、すべての他の保証を明示的に除外する。

4. 商品の不具合等で購入者が損害を受けた場合、当社の補償は、前6ヶ月間の商品購入価格以下の直接損害に限る。使用損失、利益損失、いかなる特別、偶発、懲罰的、または付随的損害についても、契約、不法行為、またはその他の方法で、過失または重大過失を主張する主張についても、当社は責任を負わない。商品の引渡しにより、購入者は、購入者の施設または活動に内在する危険から直接または間接的に生じる、あるいはそれに関連する、人身傷害、物的損害、またはあらゆる種類の商業的損失を含むがこれらに限定されない、あらゆる請求、損失、損害、責任から当社を補償し、無害に保つことに同意する。購入者はリスクを引き受け、購入者が意図する商品とシステム設計または図面の使用に対する適合性を評価すること、購入者の商品使用が適用される法律、規制、規範、基準に準拠しているかどうかを判断することに関連するすべての責任から当社を補償し、無害に保つことに同意する。購入者は、当社が製造または供給した商品または部品を含む、または組み込んだ購入者の製品に関連する、またはそれらに起因するすべての保証およびその他の請求について、全責任を受け入れる。購入者は、購入者が製造または許可した製品に関するすべての表明と保証に単独で責任を負う。購入者は当社を補償し、購入者の製品またはこれに関する表明や保証に起因する責任、請求、損失、費用または経費（合理的な弁護士費用を含む）から当社を免責する。

第9条（機密保持）

購入者及び当社は、本契約に基づく取引により知り得た仕様、資料、工業所有権、商品、型等、その他に関する業務上及び技術上の機密事項を第三者に漏洩してはならない。

2. 購入者及び当社は、本契約の期間中はもとより、その満了後又は解除後においても前項の義務を負うものとし、この規定に反して相手方に損害をおよぼした場合、一切の損害を補償する責を負うものとする。
3. 当社は、購入者の承認を得て商品の製作を第三者に実施させた場合、当該第三者に対して、前1項及び2項の義務を遵守させなければならない。

第10条（知的財産）

「知的財産」とは、発明、技術革新、発見、デザイン、公式、ノウハウ、ビジネス方法、コンピュータソフトウェア、アイデア、創作物、著作物、講義、イラスト、写真、科学および数学的モデル、それらの項目への改善、およびそれらの項目を定義、説明、または図示するすべての記録された材料、ハードコピーまたは電子形式で、およびその

ような項目に関するすべての登録されたまたは未登録の権利であり、特に特許、商標、サービスマーク、営業秘密、著作権に限定されない。「背景知的財産」とは、(a) 本契約の有効日または購入者と当社が商品またはサービスの技術協力を開始する日、いずれか早い日付より前に存在するすべての知的財産、または (b) そのような日付の後および本契約の範囲外で取得または開発された知的財産をいう。「前景知的財産」とは、背景知的財産を除くすべての知的財産をいう。各当事者は自己の背景知的財産の所有権を保持する。各当事者は、他当事者のインプットなしにその当事者によって作成された前景知的財産を所有する。他当事者のインプットを伴って作成された前景知的財産（以下「共同前景知的財産」と称す）は、当社が所有する。購入者は、当社に対してそのような共同前景知的財産に関する購入者のすべての権利、所有権、および利益を不可逆的に譲渡し、割譲し、譲与する。購入者は、そのような共同前景知的財産に関する当社の権利を完全にするために必要または便利なすべての書類の実行または他の行動をとるために（購入者の従業員を含む）協力する。当社は、背景知的財産または前景知的財産に対するいかなる権利やライセンスも付与しないが、当社は購入者が当社から購入した商品の販売および販売を行う権利および購入者とその顧客がそのような商品を使用する権利を付与する。前述のライセンスには、商品またはサービスの製造または製造をさせる権利、当社以外の情報源から商品またはサービスを調達する権利、または販売者の背景知的財産または前景知的財産を他の目的で使用する権利は含まれない事とする。

第 11 条（権利の譲渡）

購入者及び当社は、文書による相手方の承諾を得ない限り、本契約及びその付属契約又はこれらに基づく個別契約により生ずる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第 12 条（契約の解除）

購入者又は当社は、次の各号の事由が発生する恐れがある場合、又はそれが発生した場合、催告手続を経ることなく直ちに本契約及びその付属契約並びにそれらに基づく個別契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 購入者又は当社が、本契約及びその付属契約並びにこれらに基づく個別契約の規定に違反した場合。
- (2) 購入者又は当社が、災害、その他の事由により前号記載の契約の履行が困難であると相手方が認めた場合。
- (3) 当社が商品についてその製造、製作又は検査を拒否し、又は製造、製作又は検査を行わない場合。
- (4) 購入者又は当社が、監督官庁から営業の停止又は取消等の行政処分を受けた場合。
- (5) 購入者又は当社が、手形交換所の不渡り処分を受けた場合、又はその支払停止状態若しくは債務超過に至った場合。
- (6) 購入者又は当社が、第三者から任意ないし強制的競売、仮差押え、仮処分若しくは強制執行の申し立てを受け、又は滞納処分を受けた場合。
- (7) 購入者又は当社に破産宣告の申し立て、和議手続、会社更生手続、又は会社整理手続開始の申し立てがあった場合。
- (8) 当社が、解散、営業の譲渡を決議し、又は他の会社と合併した場合。
- (9) その他、当社に重大な経営体制上の変更が発生した場合。
- (10) 購入者又は当社の経営が相当に悪化し、又はその恐れがあると認められる等、本契約を継続し難い事由が発生した場合。

2. 前項により契約の解除があった場合、被解除者が解除者に対して負担している一切

の債務は当然に弁済期が到来するものとし、解除者は被解除者に対して当該契約解除により解除者が被った損害の賠償を請求することができるものとする。

3. 購入者又は当社は、前第1項の事由が発生する恐れがある場合、又は発生した場合、相手方に対して速やかに通知するものとする。

第 13 条 (疑義の解決)

購入者は、本契約及びその付属契約の規定に関する解釈上の疑義又はこれらの契約に規定のない事項について、誠意をもって当社と協議し、解決するものとする。

第 14 条 (管轄裁判所)

本契約及びこれに基づく個別契約並びに付帯契約に関する訴訟の管轄裁判所は、大津地方裁判所専属とする。

以 上